

令和4年 承認第15号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下
「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第4条により報告し、承認を求める。

令和4年8月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和4年7月15日

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

1 臨時代理の内容

令和4年度みよし市一般会計7月補正予算（教育費）

2 提出議案

別紙のとおり

令和4年度 7月補正予算(教育費関係)事業概要

歳 出

款	項	目	小事業	所 属	主 な 事 業	説 明	補正予算額
10 教育費	05 社会教育費	02 青少年教育費	青少年健全育成推進協議会等事業	教育行政課	①大学生等生活応援品支給事業	①新型コロナウイルス感染症の影響による大学生等の生活を経済的に支援するとともに、故郷に対する郷土愛を醸成するため、1万円相当のみよし市特産品詰め合わせを送る。	40,183 千円
		04 図書館費	市民情報サービスセンター図書コーナー整備事業	生涯学習推進課	①図書資料自動貸出機整備事業	①図書資料自動貸出機を導入することとで図書貸出時に利用者本人のみが本に触れるため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る。	2,153 千円
	計						42,336 千円